資本家階級ノ典形的暴虐ヲ標示スルニ臨時制度ヲ以テスル
非ハ決シテ過誤デハナイ資本家ハ臨時工ノ名ノ下ニ法ニ依ル
自[illegible]ヲ免カレ得ルモ一般勞働賃銀低下ノ因ヲ醸シ勞働階級ニ
對シ極度ノ迫害ヲ加ヘ勞働者生活ヲ日常極端ニ脅カシテ居ル
見ヨ!!!資本家ハ臨時雇職工トシテ二十三年長キニ在ツテハ七十年
モ臨時雇トシテ酷使シツヽアル非道ハ今ヤ全勞働者ノ蒙害ハ
決シテ看過シテハナラヌ勞働階級ハ人ノ生存ニ對スル脅威ヲ
排除スル爲メニ臨時工制度ノ撤廢ニ邁進セネバナラヌ

實行方法

二、資本家ニ對シ機會有ル毎ニ要求スル件

三、法制ヲ以テ之ヲ禁止スベク帝國民衆黨ノ勞働立法促進會ト
共同シテ運動スルコト

七、同一資本系統下組織化ノ件　西第一支部

不景氣ノ深刻化ト共ニ資本家階級ハ益々反動ニ出デントシテ

居ル資本家ハ爭議ニソナヘル爲メ同一資本家ニシテ二工場或ハ三工場ヲ經營シ工場名ヲ各々異ニシ一朝爭議勃發スルヤ乙工場又ハ丙工場ノ勞働者ヲシテ爭議工場ヘ送リ作業ヲ繼續シ爭議ヲ慘敗ニ終ラシメントシテ居ルナゼナラバ三工場ノ中一工場ノミガ組織サレテ居ル爲メ他ノ末組織ノ工場ト共同鬪爭ハ至難デ有ル此ノ秋ニ當リ同一資本系統ニ有ル末組織工場ニ對シ組織化ヲ圖ルモノデアル

實行方法

一、現在判名セル工場ニハ極力宣傳ニ努メル事

二、判明セザル工場ハ調査部ヲ動カシ調査セシメル事

八、工場法改正ニ關スル件　西第一支部

實行方法

社會民衆黨ヲ通ジテ之ガ改正ニ努メル事

九、共濟部充實ニ關スル件　東支部

財團法人協調會大阪支所